

## 指定居宅介護支援事業

### 運 営 規 定

#### (目 的)

第1条 社会福祉法人足柄福祉会が開設する介護サービスセンター草の家（以下、「サービスセンター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「支援事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスセンターの介護支援専門員が利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

第2条 サービスセンターの介護支援専門員は、利用者が要介護状態等になった場合でも、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活が営むことが出来るよう指定居宅介護支援を行うものとする。

2 サービスセンターの介護支援専門員は、利用者自身によるサービスの選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。

3 支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 支援事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護サービスセンター草の家
- (2) 所在地 神奈川県南足柄市班目 460 番地

#### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 サービスセンターに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者はサービスセンターの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名（常勤・兼務1名）  
(イ) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(ロ) 利用者 35 名又はその端数を増すごとに 1 名を標準とする。

(3) 事務員 1 名 (常勤・兼務)

事務員は、介護支援専門員の業務のうち、事務的処理の補佐を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 サービスセンターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(ただし、1 月 1 日から 1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日は除く。)

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的なサービスの提供がされるよう努める。その内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成。

(2) 利用者等への情報提供 (指定居宅サービス事業者に関するサービス内容・利用料等)

(3) 利用者の課題分析の実施

(4) 指定居宅サービス等の担当者会議の開催

(5) 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

(6) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

(7) 課題分析方式は MDS-HC 方式等

(利用料等)

第 7 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生大臣の定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合は除く。

2 次条の「通常の事業の実施地域」以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、利用者又はその家族に対して、その額等を説明し、同意を得てから実費の支払いを受けることが出来る。

3 前項に規定する交通費のうち自動車を使用した場合の料金は、別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は南足柄市・開成町・松田町・大井町・山北町とする。

(提供拒否の禁止)

第 9 条 サービスセンターは利用者からの指定居宅介護支援の利用申し込みに対し、正

当な理由なくサービスの提供を拒否してはならないものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 サービスセンターの介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 サービスセンターの管理者は、介護支援専門員その他の従業者が、サービスセンターの従業者でなくなった後においても、前項を遵守するよう、その必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めのない事項については、社会福祉法人足柄福祉会とサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規定は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

## 交 通 費 料 金 表

運営規程第 7 条に規定する交通費の料金は次の通りとする。

	自動車を使用の場合	公共交通機関を使用の場合
通常の事業の実施地域	無 料	無 料
通常の事業の実施地域以外	通常の事業の実施地 域を超えた地点から 1 k mあたり 50 円	運賃実費